

小矢部市議会議長 中西正史 殿

小矢部市議会改革

平成21年度
最終報告書

平成21年8月5日

議会改革協議会

目次

1	はじめに	1
2	経過	2
	(1) 基本的事項	
	(2) 会議開催状況	
3	中間報告	3
4	提言のまとめ	
	(1) 議員定数に関する事	3
	① 議員定数の見直し	
	② 常任委員会の数と構成	
	③ 事務局職員の人員数の見直し	
	④ 事務事業の委託	
	(2) 議員報酬及び政務調査費に関する事	4
	① 議員報酬の額の見直し	
	② 政務調査費の額の見直し	
	③ 政務調査費の使途基準の見直し	
	(3) 議会基本条例に関する事	4
	(4) 議会運営に関する事	4
	① 代表、一般質問の一問一答方式	
	② 代表質問と一般質問における質問内容の重複	
	③ 同一会派内の一般質問における質問内容の重複	
	④ 議案調査日の日数の見直し	
	⑤ 全員協議会の定期開催（定例化）	
	⑥ 陳情、請願の受付期限	
	⑦ 陳情者、請願者からの要請による参考人出席	
	⑧ 海外視察のあり方	
	⑨ 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の 行政視察のあり方	
	(5) 議会広報に関する事	5
	① 議会だよりの代表、一般質問の掲載方法	
	② 議会ホームページの充実	
	③ 常任委員会のケーブルテレビ放送	
	(6) 議会慣例に関する事	
5	おわりに	5

1 はじめに

平成 15 年 12 月に議会改革特別委員会を設置して、地方自治体を取り巻く情勢に幅広く対応し、その時代の要請に的確に対応する議会の構築を目指すために、平成 16 年 12 月に「小矢部市議会改革」をまとめ上げました。

当時の提言事項を振り返るとその概要は、次のとおりでした。

(1) 議会の役割・あり方と活性化について

市民が議会の役割を理解し、積極的に参加してもらい、議会を市民に身近なものにする取り組みが必要である。

(2) 議会の公開について

- ① より市民に開かれた議会を目指して将来的に検討する。
- ② 議会広報は経費や読みやすさの面で改善を要する。

(3) 議員報酬を中心に各種経費について

- ① 議員報酬については、現行維持とする。
- ② 政務調査費については、必要経費として現行維持とする。
- ③ 海外視察については、見直しを検討する必要がある。
- ④ 議長車については、管理・運営方法を検討する必要がある。

(4) 常任委員会・特別委員会について

- ① 陳情・請願は提出者から説明を求める制度を活用することを検討する。
- ② 行政視察の報告書の提出について検討する。
- ③ 議論のあり方は事前の予告案内、提案に対する当局の対応などを改善して、議論が活発になるよう取り組む必要がある。
- ④ 常任委員会のCATV公開については、検討する必要がある。
- ⑤ 委員会の開催時間については、時間の制約がないよう配慮する必要がある。

(5) 議員の各種審議会等の参加について

議員の各種審議会等の参加については、開催実績がない有名無実の審議会等は整理し参加しない。

(6) 議会事務局の充実について

- ① 会議録などの記録は、より早く作成するよう努力する必要がある。
- ② ホームページは、デザイン・位置・大きさを考えるべきである。

(7) 議員定数について

議員定数は、3名削減の17名を提言する。なお、平成18年の一般選挙から適用とする。

(8) 議会の慣例等の見直しについて

議会運営委員会や議員懇談会で議論することとし、当委員会では取り扱わないものとする。

そして、その終わりに「改革の具体化及びその実施を強力に推進していくことを期待します。」また「議会改革とは一時的なテーマに留まらず、恒常的に検討が必要なテーマであります。」と結んでありました。

この結びにある期待や検討の必要性により、前回の議会改革からから4年の歳月を経て議会改革の具体化と実施に向けて取り組むこととなり、新たに小矢部市議会改革協議会を設置して協議の結果を取りまとめました。

2 経 過

議会運営委員会のメンバーを中心に構成した準備委員会による準備作業を経て、平成20年12月に制定した「小矢部市議会改革設置要綱（以下「設置要綱」という。）」に基づき、議長に報告又は提言する機関として議会改革協議会を設置し、議会全体についての協議を行いました。

また、この協議会には7名の議員で構成する理事会を置き、「改革の素案づくり」や「資料収集」を専門的に行うとともに、定期的で開催される協議会へその内容を報告して協議しました。

なお、中間報告では、最終報告までの年間スケジュールを検討し、次に、改革項目について議論を重ね、「実施できることは速やかに行う。」との方針を考慮し、新年度を迎えるにあたり、平成21年3月に「中間報告」をまとめ、議長へ提言しました。

(1) 基本的事項

- ① 最終報告の期限は、平成21年8月31日とする。
- ② 項目ごとの実施時期を明確にするとともに、経費節減の効果がある場合はそれを数値化する。
- ③ 中間報告を組み入れながら、実施できることは速やかに行う。
- ④ 比較検討の資料は、県内の外、全国類似団体との比較も活用する。
- ⑤ 協議会は公開とするが、理事会は自由な意見を引き出すため非公開とする。

(2) 会議開催状況

平成20年10月22日	議会運営委員会	議会改革協議会の設置について
11月17日	議会改革協議会準備委員会①	
11月28日	議会改革協議会準備委員会②	
12月5日	議会改革協議会の設置を議決	
12月15日	第1回議会改革協議会	・会長、副会長の選任 ・設置要綱の確認
12月15日	第1回理事会	・年間スケジュール ・改革事項の細部項目を協議

平成 21 年 1 月 20 日	第 2 回理事会	・改革事項の細部項目を協議
2 月 3 日	第 3 回理事会	・改革事項の細部項目を協議
2 月 23 日	第 4 回理事会	・中間報告を協議
3 月 18 日	第 2 回議会改革協議会	・中間報告を協議
3 月 23 日	第 5 回理事会	・中間報告の確認
3 月 25 日	中間報告書を議長へ提出	
〃	中間報告の内容について、議長が承諾	
5 月 28 日	第 6 回理事会	・改革事項の細部項目を協議
6 月 12 日	第 3 回議会改革協議会	・改革事項の細部項目を協議
6 月 16 日	第 7 回理事会	・改革事項の細部項目を協議
7 月 31 日	第 4 回議会改革協議会	・改革事項の細部項目を協議
〃	第 8 回理事会	・最終報告を協議
8 月 5 日	第 9 回理事会	・最終報告を協議
〃	第 5 回議会改革協議会	・最終報告を協議

3 中間報告

改革について協議する項目は、設置要綱第 2 条の規定に基づき、6 つに分類されていましたが、協議の結果、更に 20 項目に細分化し、それらについて議論を重ねました。

先にあったように「実施できることは速やかに行う。」との方針から、新年度を迎えるにあたり、「中間報告書」をまとめ、平成 21 年 3 月 25 日に議長へ提言しました。

中間報告の段階では、方向性として「実施すべき」が 6 項目、「現行のとおり」が 7 項目あり、「議員定数の見直し」及び「議員報酬の額の見直し」など 7 項目については、引き続き、協議を要することとなりました。

中間報告で提言の内容は、全て議長に承認され、実施すべき 6 項目のうち、5 項目について平成 21 年度からの実施が決定しました。

4 提言のまとめ

平成 20 年 12 月の発足以来、理事会で 9 回、協議会で 5 回にのぼる議論を重ね、平成 20 年度末の中間報告の結果を含めて、次のとおり提言をまとめました。

(1) 議員定数に関すること

① 議員定数の見直し

前回(平成 16 年 12 月)の議会改革の基準と同様の考え方を基本とし、「人口 2,000 人あたりに議員 1 人とする。」よって、定数を 1 人減じ 16 人とする。なお、適用は平成 22 年の一般選挙からとする。(※ H21. 6. 末現在

小矢部市人口 32,785 人)

② 常任委員会の数と構成

議員定数を 16 人とした場合は、議会の運営上、現行の 3 つの常任委員会が適切である。なお、複数所属については、専門性の重視や行政視察経費増大が考えられることから導入しない。

③ 事務局職員の人員数の見直し【中間報告にて決定】

議会運営事務処理や視察の受け入れなどを迅速かつ正確に処理するために、現行体制（5 人）を維持する。

④ 事務事業の委託【中間報告にて決定】

開催期間が 3 日間ある予算特別委員会や決算特別委員会の会議録作成事務の委託が考えられるが、現行体制（5 人）ならば、新たに事務を委託しなくても支障がない。

(2) 議員報酬及び政務調査費に関すること

① 議員報酬の額の見直し

当市との全国類似団体で、かつ、議員定数 17 人程度の 5 団体の議員報酬額の平均が約 35 万 8 千円であり、当市との額 36 万円と同程度であるので、現行どおりとする。また、平成 10 年度に廃止された議会定例会、委員会等に対する費用弁償についても、引き続き、支給しない。

② 政務調査費の額の見直し

調査研究に資するためには月額 20,000 円が必要であるので、現行どおりとする。

③ 政務調査費の使途基準の見直し【中間報告にて決定】

先進地の例を参考に「政務調査費の新使途基準（手引き書）」を作成し、平成 21 年 4 月から運用する。

(3) 議会基本条例に関すること

議会基本条例を平成 22 年 4 月制定に向けて 9 月に特別委員会を設置して内容等を協議する。

(4) 議会運営に関すること

① 代表、一般質問の一問一答方式【中間報告にて決定】

一問一答方式については、予算特別委員会において既に実施し、先進的である。本会議における代表、一般質問への導入については、今後、議会基本条例の制定の中で協議する。

② 代表質問と一般質問における質問内容の重複【中間報告にて決定】

既に、事前に調整しているが、今後とも徹底することとし、現行どおりとする。

- ③ 同一会派内の一般質問における質問内容の重複【中間報告にて決定】
重要事項の場合は、重複することもあり得るので、現行どおりとする。
- ④ 議案調査日の日数の見直し【中間報告にて決定】
今のところ支障がないので、現行どおり1日間とする。
- ⑤ 全員協議会の定期開催（定例化）【中間報告にて決定】
情報の共有化を図ることを目的に平成21年度4月から全員協議会を毎月1回は開催することとする。
- ⑥ 陳情、請願の受付期限【中間報告にて決定】
提出者の便宜を図ることを優先し、現行どおり本会議の前日までを受付期限とする。
- ⑦ 陳情者、請願者からの要請による参考人出席【中間報告にて決定】
参考人の出頭は委員会が必要と認めるとき、議長を経て出席を求めることができること法令に規定されており、現行どおりとする。
- ⑧ 海外視察のあり方
国外の行政事情も研修する必要があるので、現行どおり実施する。
- ⑨ 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の行政視察のあり方【中間報告にて決定】
常任委員会の行政視察を1泊2日の年2回から2泊3日以内の年1回とする。特別委員会、議会運営委員会の行政視察は、現行どおり年1回実施する。

(5) 議会広報に関すること

- ① 議会だよりの代表、一般質問の掲載方法【中間報告にて決定】
平成21年度5月発行分から現行のレイアウトを変えずに一般質問の質問者の議員氏名を表記する。
- ② 議会ホームページの充実【中間報告にて決定】
変更にあつては経費を考慮したうえで、各議員の顔写真を掲載するなど平成21年度中に内容を充実する。
- ③ 常任委員会のケーブルテレビ放送
ほぼ1週間独占して議会関係の放送でケーブルテレビ枠を確保することは困難であり、また、ケーブルテレビの指定管理者との契約の関係から問題があるため、現行どおり本会議と予算特別委員会のみ放送とする。

(6) 議会慣例に関すること【中間報告にて決定】

議会運営委員会や議員懇談会で協議することとし、協議会では、取り扱わないものとする。

5 おわりに

平成16年12月にまとめられた「小矢部市議会改革」に掲げられた提言事項を推進するため、平成20年12月から8箇月間にわたり理事会や協議会で13回の協議を重ね、検討事項や課題点について「実施できることは速やかに行う。」との方針で実施案を具体化し、まとめました。

今後とも自治体を取り巻く状況に対応すべく、議会の改革・改善を求められることが予想され、これらに積極的に取り組むことが重要と考えます。

平成21年8月5日

議会改革協議会

会長	石	尾	太	八
副会長	沼	田	信	良
委員	山	本	精	一
委員	須	加	清	治
委員	中	田	正	樹
委員	石	田	義	弘
委員	高	橋	庸	佳
委員	嶋	田	幸	恵
委員	中	村	重	樹
委員	多	田	勲	
委員	尾	山	喜	次
委員	高	橋	佐	多史
委員	砂	田	喜	昭
委員	宮	西	佐	作
委員	野	村	博	司

理事会

理事長	石	尾	太	八
副理事長	沼	田	信	良
理事	石	田	義	弘
理事	高	橋	庸	佳
理事	多	田	勲	
理事	高	橋	佐	多史
理事	野	村	博	司

小矢部市議会改革協議会設置要綱（平成20年12月1日議会告示第1号）

（目的及び設置）

第1条 小矢部市議会の改革に関する事項を協議するため、議会改革協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を議長に報告又は提言するものとする。

- (1) 議員定数に関する事
- (2) 議員報酬及び政務調査費に関する事
- (3) 議会基本条例に関する事
- (4) 議会運営に関する事
- (5) 議会広報に関する事
- (6) 議会慣例に関する事
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、議長を除く全議員とする委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、協議会を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。

（理事会）

第4条 協議会の議事決定及び運営等を行うため、理事会を設置する。

- 2 理事会は、7名の理事をもって組織する。
- 3 理事は、議会運営委員及び理事長が推薦する議員1名とする。
- 4 理事会に理事長及び副理事長を置く。
- 5 理事長及び副理事長は、それぞれ前条第3項に定める会長及び副会長をもって充てる。

（任期）

第5条 委員及び理事の任期は、平成21年8月31日までとする。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 理事会の会議は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年12月5日から施行する。
- 2 この告示は、平成21年8月31日限り、その効力を失う。

